

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和 8 年 8 月 21 日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 今井 和哉

1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用している空港気象ドップラーレーダー観測処理システム（以下、「本システム」という。）の設定変更等を行うものである。

本公募は、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な本システムの構造及び動作を熟知している法人等との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

(1) 業 務 名 空港気象ドップラーレーダー観測処理システムの設定変更

(2) 業務内容 空港気象ドップラーレーダー観測処理システムの設定変更、接続試験、総合動作試験及び接続切替

(3) 履行期限 令和 9 年 3 月 19 日（金）

3 業務目的

本システムは、気象庁が設置・運用している空港気象ドップラーレーダー等の観測データを収集・収録し、必要なデータ処理及び各種プロダクトの作成を行った後、それらを当庁の各種情報通信システム等へ配信するシステムである。

本件は、本システムを新規庁内システムに接続し、業務継続を行うために必要な設定変更及び接続試験を行うものである。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和 7・8・9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

本システムは、全国の空港における航空機の離着陸に影響する重要なシステムであることを十分に理解し、航空気象観測業務に支障を与えずに本業務を実施する技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

本システムの性能・機能仕様を理解し、本業務を実施するための資料に示す個々の要件を満足させる改修を行うとともに、システム全体として所要の性能を発揮させる技術を要すること。

(4) 守秘性に関する要件

① 当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は、本業務終了後直ちに返却しなければならない。

② 当庁の許可を受けた場合を除き、本業務による成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに本業務を完了する体制を有すると共に、本業務後に発生した不具合等への対応について必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

(6) 業務実績に関する要件

本システム及び本システムの接続先のシステムに悪影響を与えないため、本システムを構成する機器の動作、構造、取り扱い方法について精通し、同種のシステムの製造実績及び保守についての十分な実績を有すること。

(7) その他必要と認める要件

本システムに使用されている著作権のあるプログラムにおいて、これを改造並びに改変する権利を有している、若しくは許可を得られること。

5 手続等

(1) 担当部局及び問い合わせ先

〒105-8431

東京都港区虎ノ門3-6-9

気象庁総務部総務課調達管理室第二契約係 武本 幸子

電話 03-6758-3900（内線 2523）

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和8年8月21日（金）から令和8年9月10日（木）まで（1）に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和8年9月11日（金）17時まで（1）に同じ。原則として電子メールにより提出すること。（Email：kishou-keiyaku@jma.go.jp 宛てに送付すること。）

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5（1）に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」におい

て 関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も 5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認申請を行う場合には当該資格を有していなければならない。

（5）詳細は説明書による。